

林業技士の登録更新等の手引き

1 林業技士の登録と登録更新制度について

林業技士の資格を得るためには、林業技士養成研修、または資格要件審査を経て、林業技士認定資格試験（以下「資格試験」という。）に合格し、登録の申請を行い、登録者名簿に登録されるとともに、日本森林技術協会理事長から「林業技士登録証」（以下「登録証」という。）の交付を受ける必要があります。

資格試験に合格しただけでは、林業技士にはなれません。

登録者名簿は、常時縦覧に供するほか、毎年度関係機関へ送達・公表します。

また、資格取得後も森林・林業・木材産業に係る技術・知識の研鑽を行い、林業技士としての技術・知識の維持・向上に努めて頂くことを目的として、5年ごとの登録更新制度を実施しています。

2 登録更新の基準等

登録更新は、登録の有効期間内に登録を継続するために行う申請手続きです。

登録更新の申請を行わなかった場合、有効期間満了と同時に登録は失効し、登録者名簿には掲載されません。

登録更新手数料は 3,300 円（消費税含む）です。（税率変更を反映しています。）

登録更新申請の詳細は、以下のとおりです。

(1) 登録更新の基準

林業技士登録者のうち、次の表に規定する森林・林業・木材産業関係の技術、知識の研鑽（以下「技術研鑽」という。）を一定点数又は一定 CPD（技術者継続教育）時間以上実施した者は、登録更新の申請をすることができます。

- ① 点数による場合は更新の申請は自己申告によることとし、更新直前 5 年間の技術研鑽の総取得点数は 30 点以上とします（次頁 表 1. 技術研鑽区分と配点基準）
- ② JAFEE（森林・自然環境技術者教育会）等の CPD 時間で技術研鑽の証明を行おうとする者については、JAFEE 等の CPD 区分によることとし、更新直前 5 年間の総 CPD 取得時間は 100 CPD 時間以上とします。

(表1) 技術研鑽区分と配点基準

技術研鑽区分	内容	配点基準	
		単位	配点
1. 研修会等への参加	森林・林業・木材産業関係の協会（学術団体、公益法人を含む）、大学、国・地方自治体、技術士会、民間団体等（以下、「林業関係団体」という。）が開催する研修会、講習会、研究会等に参加した場合	1件	1点
2. 論文等の発表	① 林業関係団体が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文等の発表 ② 林業関係団体が開催する技術発表会、講演会、研究会シンポジウム等での口頭発表	1件	3点
3. 職場内研修	① 職場内で開催される研修会等への参加	1件	1点
	② 職場内で開催される研修会等の講師、指導者	1件	3点
4. 技術指導	① 林業関係団体が開催する研修会、シンポジウム、見学会等の講師、意見提供者、説明者等 ② 林業関係団体の要請による技術検討委員会、研究会、審査会等への委員、試験委員、審査委員等としての参加	1件	3点
5. 自己学習	JAFEE に認定された通信教育教材（※1）の定期購読による自己学習	1件 (年間)	3点

(参考) ※1の通信教育教材は、JAFEE の現在のHPによると、「森林科学」((一社)日本森林学会年3回発行)、「森林技術」((一社)日本森林技術協会年12回発行)、「フォレストコンサル」(森林部門技術士会年4回発行)、「林業技士会ニュース」(日本林業技士会年4回発行)、「現代林業」及び「林業新知識」((一社)全国林業改良普及協会毎月発行)等とされています。追加または変更される場合もありますのでご自身でご確認下さい。

(2) 登録更新ができない者

上記の(1)の基準を満たしている者であっても、次の欠格事由に該当する場合はその該当期間中は、登録を受けることができません。

- ア. 成年被後見人又は被保佐人の登記がされている者
- イ. 禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- ウ. 公務員で懲戒免職の処分を受けてから2年を経過していない者

(3) 複数部門登録者の登録更新の起算年

既登録者であって、新たな部門を登録することとなった者にあつては、新たな部門の登録年度をもって登録更新の起算年とし、一括して登録更新することとします。この場合、既登録部門に新たな部門が追加された登録更新証を交付します。

(4) 技術研鑽活動の記録の励行と登録失効の注意

- ア. 登録有効期間は更新年度を基準として5年間であることから、技術研鑽活動の申告は、更新直前5年間に係るものです。
- イ. 技術研鑽活動は、自己申告でも可としていることから、表1の区分に準じた任意の様式により、毎年行なった技術研鑽活動（技術研鑽区分毎の個々の活動の名称、開催月日、主催者、内容、取得点数等）を忘れないよう、記録しておいて下さい。登録更新申請に際して、日林協の林業技士事務局から個々の技術研鑽活動内容を問合せすることもありますので、ご注意下さい。
- ウ. 更新手続きを定められた時期までに行なわなかった者は、登録が失効しますのでご注意下さい。なお、次年度以降においても登録更新の基準を満たせば再登録として登録更新の申請をすることができます。

3 登録更新の流れ

(1) 登録更新申請書類の送付

登録更新対象者には、登録有効最終年度の12月に、日林協の林業技士事務局から登録更新申請書類を郵送します。「林業技士登録更新申請書」(様式5)は、当会ホームページ内の「各種様式(申請書)等」からも入手できます。

例えば、令和元(平成31)年度末に登録更新手続きが必要な者は、有効期限が平成32年3月31日となっている者です。

住所等の変更届の提出がなく、登録更新申請書類が所定の期日までに届かない場合は、登録更新を辞退したものとみなされ、登録が失効することとなります。

(2) 登録更新申請

登録更新申請の受付期間は、登録有効最終年度の1月1日から2月末日を原則とします。

林業技士登録更新申請書には、「登録更新申請要件」欄があります。要件を満たしているか確認する必要がありますので、該当する箇所に必要事項を必ずご記入の上申請して下さい。記載のない等で申請書を受理できない場合があります。

(3) 登録更新証の交付

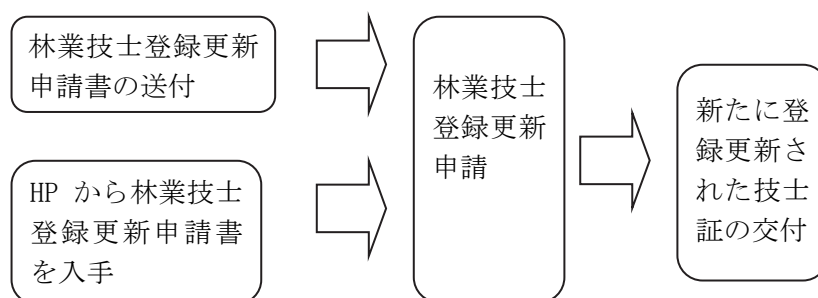
登録更新証は、受付締切日までに申請した方には、3月末から4月上旬頃に順次交付します。

受付期間に申請されなかった方は、4月に新たな登録更新証が届かないことがあります。

(4) 登録日および有効期間

登録更新証の登録日は、初回登録年月日と登録更新年月日の2つとし、登録更新年月日は登録有効最終年度の翌年の4月1日に切り替えます。

登録更新証の有効期限は5年間延長され、登録更新から5年後の3月31日となります。



4 登録更新申請に必要な書類と申請書の作成（記入）方法

(1) 登録更新申請関係書類

ア. 「林業技士登録更新申請書（様式 5）」

記入方法については、記入例を参照して下さい。

イ. 「住民票」（登録申請日の前 3 ヶ月以内の発行で、本人の記載があるもの 1 通^{注1)}）、または「運転免許証のコピー」

外国籍の者は、外国人登録の「登録原票記載事項証明書」（1 通）が必要です。

ウ. 「登録証明写真」（2 枚）

「カラー」で、脱帽・正面上半身（縦 4cm×横 3cm、裏面に氏名・登録番号（複数登録者にあつては直近の番号）を必ず記入）で、申請日前 6 ヶ月以内に撮影したものに限ります。

（申請関係必要書類）

必 要 書 類	備 考
① 林業技士登録更新申請書（様式 5）	所定の用紙に記入して下さい。
② 住民票または運転免許証のコピー	住民票は発行日が 3 ヶ月以内のもの ^{注1)} 運転免許証のコピーについては、氏名・生年月日・住所の確認ができるもの
③ 登録証明写真（2 枚）	うち 1 枚は、登録更新申請書の所定の位置に糊付けして下さい。（残り 1 枚は、携帯登録証作成に使用します。）
④ 登録更新手数料払込済証明書の写	金融機関に振込んだ証明書をコピーし、登録更新申請書裏面の所定の位置に糊付けして下さい。

注1) 本籍の記載されていないものでかまいません。

(2) 登録更新手数料及び振込方法

- ・ 登録更新手数料 3,300 円（税率変更を反映しています）
- ・ 指定の「払込取扱票」を使用すれば振込み手数料がかかりません。
- ・ 払込済証明書の写しを登録更新申請書裏面に糊付けして下さい。

(3) 登録更新手数料の振込先

- ・ 銀行 : 三菱 UFJ 銀行麹町中央支店 口座番号：(普) 0023886
- ・ 郵便局 : 口座番号：00130-8-60448
- ・ 口座名義：一般社団法人 日本森林技術協会

(4) 林業技士登録更新申請書の作成（記入）方法

林業技士登録更新申請書（様式 5）には以下に示す必要項目を記入して下さい。

※登録部門、※登録番号、※初回登録年月日、※更新登録年月日、※登録有効期限、※管理番号 ※印が付いたこの欄は記入しないで下さい。

- ア. 登録申請年月日
申請の年月日を記入して下さい。
- イ. 氏名、性別、生年月日
氏名は、住民票等に記載されているとおりに、略字でなく正しい字で書いて下さい。
また、氏名に“ひらがな”でふりがなを付して下さい。
- ウ. 現住所
現住所は、都道府県から丁目、番地、号まで略さずに、住民票に記載されている内容と同様に書いて下さい。
マンション・アパート名、棟番号、部屋番号も忘れずに記入して下さい。
- エ. 所属する会社等
勤務先名称は、「〇〇森林組合」、「△△株式会社」等とし、登録更新申請時の役職名を必ず記入して下さい。
- オ. 登録更新申請要件
(ア) 「⑤登録更新申請要件」は裏面の該当箇所に記入して下さい。
(イ) 1の自己申告に係る表については、内容欄には実施した個々の技術研鑽を次のように略記するとともに、その合計取得点数を記入して下さい。
1. 研修会等への参加： 研修会等の名称、開催月日、主催者等
 2. 論文等の発表： 論文等のタイトル、発表月日、発表媒体等
 3. 職場内研修： 研修の名称、開催月日、参加・講師の別等
 4. 技術指導： 技術指導した会合等の名称、開催月日、主催者、用務（講師・委員等）等
 5. 自己学習： JAFEEに認定された教材（団体の機関誌等）の名称等
- カ. Eメールアドレス
今後、登録者との連絡のためメールアドレスを記入して下さい。
- キ. 登録更新申請部門
登録更新を申請する部門 1. 森林評価部門（森林評価士）、2. 森林土木部門、3. 林業機械部門、4. 林業経営部門、5. 森林環境部門、6. 林産部門、7. 森林総合監理部門、8. 作業道作設部門（作業道作設士）のいずれかに○印を付して下さい。（ただし、複数部門を登録している場合は、そのすべてに○を付して下さい。）
- ク. 得意とする業務分野
登録更新しようとする分野にかかわらず、森林・林業に関し、最も得意とする分野を具体的に記入して下さい。

ケ. 主な経歴

勤務先、役職、職務内容それぞれが変更になった場合など毎に、欄を変えて記入して下さい。なお、指定の欄に記入できない場合は、要約して結構です。

コ. 保有関連資格

林業技士以外で当該登録部門に関連する資格を記入して下さい。(最大 3 つまで)

(5) 登録更新申請の際の注意事項

提出された林業技士登録更新申請書が不備な場合は、受理せずに返却させていただく場合がありますので、十分にご確認のうえ、提出して下さい。

5 再登録について

再登録は、登録が失効した方が再び林業技士の資格を得るために行う申請手続きです。「林業技士再登録申請書」(様式 7) を使用します。

再登録ができる者は、再登録の申請年度を含む直前の 5 年以内において、2 の (1) の登録更新の基準を満たした者としします。この受付期間も 1 月 1 日から 2 月末日を原則としします。

再登録手数料は 3,300 円 (消費税含む) です。

6 登録証等の再交付

再交付は、登録証等を汚損または紛失、あるいはその記載事項変更のため、再交付を希望する方が行う申請手続きです。(様式 8)

再交付手数料は 5,500 円 (消費税含む) です。

なお、有効期間を過ぎた登録証等は、再交付できません。

7 登録事項変更届

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、所属会社等の登録事項の内容に変更が生じた場合には、「登録事項変更届」(様式 9) を必ず提出してください。

住所等の変更届けの提出がなく、登録更新申請書類が所定の期日までに当協会に届かない場合は、登録更新を辞退したものとみなされ、登録が失効することとなりますのでご注意ください。

8 個人情報の取り扱いについて

日本森林技術協会は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「林業技士」の認定資格登録に関わる個人情報について適正・安全な管理を行います。

注 2) 本紙に記載の手数料は、令和元年 10 月の消費税率変更分を反映しています。

請求・申請及び問合せ先

本登録等に関する請求・申請・問合せについては、下記までお願い致します

〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地
一般社団法人 日本森林技術協会 林業技士事務局
TEL 03-3261-6692
FAX 03-3261-5393
E-mail jfe@jafta.or.jp

(様式5)

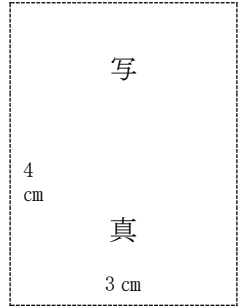
記載例

林業技士登録更新申請書

林業技士(森林評価士、作業道作設士)の登録更新を申請します。

Table with registration details: 登録部門, 登録番号, 初回登録年月日, 更新登録年月日, 登録有効期限, 管理番号

※は記入しないこと



Main application form with sections: ① 申請年月日, ② 氏名, ③ 現住所, ④ 所属する会社等, ⑤ 登録更新申請要件, ⑥ Eメールアドレス, ⑦ 登録更新申請部門, ⑧ 得意とする業務分野, ⑨ 主な経歴, ⑩ 保有関連資格, ⑪ 登録更新手数料, ⑫ 振込先, ⑬ 申請書類

一般社団法人 日本森林技術協会 理事長 殿

申請者氏名 森野一郎 ㊟

「⑤ 登録更新申請要件」

1. 技術研鑽の実施記録（自己申告による場合）

- ① 対象期間 : H27年4月 ～ R2年3月（更新後5年間）
 ② 総技術研鑽取得点数 : 46点
 ③ 技術研鑽区分別の取得点数内訳

技術研鑽 区分	内容	取得 点数	配点基準	
			単位	配点
1. 研修会 等への 参加	①〇〇学会大会「29年5月」 △△学会主催 ②林道研修「30, 2」 土木工学研究所 ③地域治山検討会「30, 6」 〇〇県	3	1件	1点
2. 論文等 の発表	①「大雨災害と治山」 □□協会機内誌 平成28年5月号 ②「治山と流木」 □□協会機内誌 平成30年3月号	6	1件	3点
3. 職場内 研修	①職場内安全研修 H27, 4月～R2, 3月 22回	22	1件	1点 3点
4. 技術指 導			1件	3点
5. 自己学 習	①「現代林学」27～31購読 3点×5年=15	15	1件 年間	3点
合計(点数)		46		

(注) 内容欄には実施した個々の技術研鑽を次のように略記するとともに、その合計取得点数を記入して下さい。

(内容欄に記入しきれない場合は、同様の表を作成し、添付して下さい。)

1. 研修会等への参加 : 研修会等の名称、開催月日、主催者等
 2. 論文等の発表 : 論文等のタイトル、発表月日、発表媒体等
 3. 職場内研修 : 研修の名称、開催月日、参加・講師の別等
 4. 技術指導 : 技術指導した会合等の名称、開催月日、主催者、用務（講師・委員等）等
 5. 自己学習 : JAFEEに認定された教材（団体の機関誌等）の名称等

2. 技術研鑽の実施記録（JAFEE等のCPD時間で技術研鑽の証明を行なう場合）

- ① 対象期間 : 年4月 ～ 年3月（更新後5年間）
 ② 総CPD時間 : CPD時間
 ③ 区分別、年度別のCPD時間は、添付資料のとおり。

1または2のいずれかの要件が必要

上記のとおり相違ありません。

令和2年1月31日

申請者氏名

森野一郎

㊞

「⑤ 登録更新申請要件」の記入要領

1. 登録更新の要件の記入については、「1. 自己申告による場合」または「2. JAFEE 等の CPD 時間で技術研鑽の証明を行う場合」のいずれかに記入すること。
登録更新の申請基準は次のとおり。
 - ① 自己申告による場合は更新直前5年間の技術研鑽総取得点数が30点以上
 - ② JAFEE 等の CPD 時間で証明を行う場合は更新直前5年間の総取得時間が100CPD 時間以上あること。
2. 「1. 自己申告による場合」は、①に対象期間を、②に総技術研鑽取得点数を、③はその内訳を記入すること。
なお、表の技術研鑽区分の具体的内容及び取得点数は、別に定める「登録更新の基準」によること。
3. 「2. JAFEE 等の CPD 時間で技術研鑽の証明を行う場合」は、①に対象期間を、②にその総 CPD 時間を記入し、その区分別、年度別の CPD 時間の証明書を添付すること。

欠格事由に該当しない旨の確認	私は、林業技士登録更新申請に当たり、登録更新の次の欠格事由には該当していません。 ① 成年被後見人又は被保佐人の登記がされている者 ② 禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者 ③ 公務員で懲戒免職の処分を受けてから2年を経過していない者
----------------	--

登録料払込済証明書貼付欄
(コピー可)

参考 技術研鑽の配点基準

技術研鑽区分	内 容	配点基準	
		単位	配点
1. 研修会等への参加	森林・林業・木材産業関係の協会（学術団体、公益法人を含む）、大学、国・地方自治体、技術士会、民間団体等（以下、「林業関係団体」という。）が開催する研修会、講習会、研究会等に参加した場合	1 件	1 点
2. 論文等の発表	① 林業関係団体が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文等の発表 ② 林業関係団体が開催する技術発表会、講演会、研究会シンポジウム等での口頭発表	1 件	3 点
3. 職場内研修	① 職場内で開催される研修会等への参加	1 件	1 点
	② 職場内で開催される研修会等の講師、指導者	1 件	3 点
4. 技術指導	① 林業関係団体が開催する研修会、シンポジウム、見学会等の講師、意見提供者、説明者等 ② 林業関係団体の要請による技術検討委員会、研究会、審査会等への委員、試験委員、審査委員等としての参加	1 件	3 点
5. 自己学習	JAFEE に認定された通信教育教材（※1）の定期購読による自己学習	1 件 (年間)	3 点